

役員会決定等の案について

- 現行の幹事会決定等の内部規程は法人化に伴い廃止されるため、新法人において改めて定める必要がある。
- 法人成立後直ちに開始する業務に係る規程は成立時総会で決定し、新法人において検討すべき規程は新法人において決定する（現体制で案の作成・承認は行わない）ことを想定。
- 現行の幹事会決定等を基に、法人化準備委員会の方針に沿った内容への変更、実際の運用に合わせた適性化、複数に分かれた規程の統合・整理を行う。
主な変更点、概要は以下のとおり。
（※『』は役員会決定等の現行規則の名称。頁番号は参考資料 1 を参照）

（日本学術会議傍聴規則案）【1～2 頁】

- ・オンライン傍聴における遵守事項を追加。【第 6 条（1 頁）】

（日本学術会議の運営に関する内規）【3～15 頁】

- ・「第 2 章 職務」「第 3 章 会員又は連携会員の候補者の推薦」「第 4 章 幹事会（役員会）」の内容は、それぞれ個別に策定する規程の方に統合させるため、削除。【3～5 頁】
- ・部が直接統括する分科会の設置について、現行は『部が直接統括する分野別委員会合同分科会について』で定めているところを、本内規に統合。【第 6 条（6 頁）】
- ・準備委員会の方針を踏まえ、分科会、小分科会、小委員会の委員の委嘱について、役員会の議を経ずに、部等が推薦する者を会長が委嘱する形に変更。【第 10 条第 2 項（7 頁）】
- ・他の規定を準用していた部分を書き下して分かりやすくするほか、実際の運用に合わせた規定振りに変更。【第 10 条（7 頁）、第 13 条、第 14 条（8 頁）、第 17 条（9 頁）】

（委員会等の議事要旨の公開等に関する規程）【16～17 頁】

- ・議事内容の公開を迅速に行うため、以下の点を変更。【第 5 条第 4 号（17 頁）】
事務局への議事要旨の提出：開催後 8 週間以内→1 か月以内
ウェブサイト掲載期限目安：開催後 9 週間以内→事務局提出後遅滞なく

（日本学術会議アドバイザー等について）【18～20 頁】

- ・内容に関し特段の変更なし。

（連携会員（特任）選考規程）【21～29 頁】

- ・現行の運営内規にある規定を本規程に統合。【第 2 条（21 頁）】

- ・ 連携会員（特任）の委員構成に占める割合、連携会員全体に占める割合の上限を以下のとおり緩和。【第3条（3）（4）（22～23 頁）】

	現行	法人化後（案）
委員構成に占める割合の上限	・ 分野別委員会、分科会等（国際対応分科会等を除く。以下同じ。） → <u>1 名</u> ・ それ以外の委員会、分科会等 → <u>委員数の 1/5 相当又は 10 人のいずれか少ない方</u> <特段の事情がある場合> ・ 分野別委員会、分科会等 → <u>2 名</u> ・ それ以外の委員会、分科会等 → <u>委員数の 1/2 相当又は 10 人のいずれか少ない方</u>	・ 分野別委員会、分科会等 → <u>2 名</u> ・ それ以外の委員会、分科会等 → <u>委員数の 1/2 相当又は 10 人のいずれか少ない方</u>
連携会員全体に占める割合の上限	<u>連携会員と連携会員（特任）を合わせた数の 10%程度</u>	<u>上限は設けない</u>

（機能別委員会運営要綱）【30～31 頁】

- ・ 委員会ごとに運営要綱を定めるのではなく、機能別委員会で一つの要綱にまとめる。
- ・ 委員長は会則で定めていたところを、本要綱で定める。

※ご確認いただきたい事項：各委員会の委員長、委員構成

（分野別委員会運営要綱）【32 頁】

- ・ 分科会等一覧について、現行は要綱の一部（別紙）として設置の都度改正してきたところを、新要綱では要綱の一部とはせず、別途事務的に、全委員会の分科会等を網羅した一覧を作成・共有することを想定（機能別委員会においても同様）。

（課題別委員会設置要綱）【33～35 頁】

- ・ 『課題別委員会の在り方について』『課題別委員会の設置及び報告に係る指針について』を統合。

（日本学術会議地区会議運営要綱）【36～38 頁】

- ・ 実際の運用に合わせた規定振りに変更【第6条第2項、第5項（37 頁）】するほか、『幹事会と地区会議の連携について』の内容を本要綱に統合【第9条（38 頁）】

（地方学術会議開催要綱）【39～40 頁】

- ・ 現状に合わせた表現振りに変更。【第1条、第2条（39 頁）、第5条（40 頁）】

（若手アカデミー運営要綱）【41～42 頁】

- ・ 年齢要件を 45 歳未満から 50 歳未満に変更。【第3条第2項（41 頁）】

- ・準備委員会の方針を踏まえ、若手アカデミー会員の選考において求められる要件を追記。【第3条第2項（41頁）】

（「緊急型」及び「早期型」の意思の表出並びに意見表明について）【43頁】

- ・内容に関し特段の変更なし。

（日本学術会議会長談話及びメッセージについて）【44頁】

- ・内容に関し特段の変更なし。

（日本学術会議協力学術研究団体規程）【45～50頁】

- ・協力学術研究団体の承認は、科学者委員会の承認を得た後、幹事会の議を経ずに、会長が決定することに変更（その他要件の見直し等は新法人において検討予定）。
- ・現行日本学術会議の協力学術研究団体の称号を持つ団体を、新法人の協力学術研究団体の称号を与えられたものとみなす規定を置く。【附則第2条（46頁）】

（日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規）【51～86頁】

- ・多国間学術交流を新設（Gサイエンス・S20等国際枠組参加根拠の明確化）【第1条（51頁）、第7章（63～65頁）】
- ・準備委員会の方針を踏まえ、派遣者決定プロセスを迅速化（幹事会（役員会）決定→会長決定）【第18条（56頁）、第64条（68頁）】
- ・会長・副会長（国際活動担当）の代表派遣に特例を新設（実施計画によらず迅速に派遣決定）【第22条（57頁）】
- ・共同主催する国際会議の決定を閣議口頭了解から役員会決定に変更【第34条（60頁）】
- ・国際シンポジウム（持続会議）、二国間学術交流、アジア学術会議の意思決定プロセスを整備（役員会の関与を追加）【第38条（62頁）、第42条（63頁）、第56条（66頁）】
- ・共同声明（Gサイエンス・S20）を「特定多国間共同声明」と位置付け、承認手続きを明確化【第46条～第50条（64～65頁）】
- ・後援規定を削除（別途定める主催等の規程に一元化）【旧第4章第2節（60～61頁）】

（日本学術会議における主催等の取扱い等に関する規程）【87～97頁】

- ・「主催」カテゴリーを「区分1」と「区分2」に分け、「フォーラム」や「シンポジウム」等の開催形式は開催主体の判断に任せることとする。
- ・「共催」カテゴリーを追加し、従来、学協会主体で行っていた学術会議主催のシンポジウムは、今後は「共催」と位置付け、学協会には後援に準じた申請手続きをとっていただくことを想定。
- ・「後援」カテゴリーは申請者の希望により、「協賛」その他の名称での支援も可（支援内容は名義使用の許可のみ）とし、関係部での審議を経た後、役員会に諮らずに会長が決定できることとする。

- ・主催、共催、後援等の概要は以下のとおり。

種別		概要
主催	区分 1	・開催主体：日本学術会議 ・内容：日本学術会議が表出の主体となる意思の表出に関するもの、総合的・俯瞰的な見地から中長期的・分野横断的な検討が必要な課題 ・要件：会員・連携会員が複数名登壇、ジェンダーバランスへの配慮、一般への公開、分野別委員会は単独での企画不可 ・経費負担：有り、事務局の人的支援：有り、講堂使用：可
	区分 2	・開催主体：部、委員会、若手アカデミー、分科会、地区会議 ・内容：各委員会等の審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの ・要件：各委員会等の構成員が複数名登壇、ジェンダーバランスへの配慮、一般への公開 ・経費負担：有り、事務局の人的支援：無し、講堂使用：可
共催		・開催主体：外部の団体 ・要件：関係する委員会等が受け皿となり、当該委員会等所属委員が1名以上登壇すること等 ・経費負担：無し、事務局の人的支援：無し、講堂使用：可
後援等 (希望により「協賛」等も可)		・開催主体：外部の団体 ・要件：許可基準を満たすこと ・経費負担：無し、事務局の人的支援：無し、講堂使用：不可

(サイエンスカフェの開催手続に関する規程)【98～102 頁】

- ・文書の形式を条文形式に変更。
- ・支出可能な経費を明記【第5条第2項（100 頁）】

(各賞候補者推薦対応要領)【103 頁】

- ・現行規程は推薦依頼を受けた場合の対応手順を定めているところ、依頼を受けた場合に限定しない（学術会議が自ら推薦する場合も含む）規定振りに変更。

(外部委員候補者等推薦依頼対応要領)【104 頁】

- ・現行は規程が存在していなかったため、賞推薦の対応要領を基に規程化。

(日本オープンイノベーション大賞要領)【105～106 頁】

- ・内容に関し特段の変更なし。

(「共同利用・共同研究拠点」の認定に係る要望への対応要領)【107 頁】

- ・内容に関し特段の変更なし。

(日本学術会議補助金交付要綱)【108～125 頁】

- ・日本学術会議補助金の交付に係る手続等を定めるもの（内閣総理大臣決定）。

日本学術会議規則・役員会決定等一覧

No.	分類	規程名（仮）	決定形式	決定時期	準備委員会審議予定	
					6/11	6/19、7/7
1	総則	日本学術会議会則	日本学術会議規則	成立時総会中	●	●
2		日本学術会議傍聴規則	日本学術会議規則	成立時総会中	●	—
3		日本学術会議の運営に関する内規	役員会決定	成立時総会中	●	—
4		役員会運営要綱	役員会決定	成立時総会中	—	●
5		委員会等の議事要旨の公開等に関する規程	役員会決定	成立時総会中	●	—
6		メール審議実施要領	役員会決定	成立時総会中	—	●
7		日本学術会議アドバイザー等について	役員会決定	成立時総会中	●	—
8		日本学術会議国際アドバイザリーボードについて	役員会決定	新法人で検討	—	—
9		緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針	役員会決定	新法人で検討	—	—
10	会員・連携会員 選考	会員選考規程	役員会決定	新法人で検討	—	—
11		補欠会員選考規程	役員会決定	新法人で検討	—	—
12		連携会員選考規程	役員会決定	新法人で検討	—	—
13		連携会員（特任）選考要領	役員会決定	成立時総会中	●	—
14	機能別委員会	機能別委員会運営要綱	役員会決定	成立時総会中	●	—
15	分野別委員会	分野別委員会運営要綱	役員会決定	成立時総会中	●	—
16		日本学術会議分野別委員会及び分科会等について	役員会決定	成立時総会中	—	●
17	役員会附置 委員会	連携会員選考委員会運営要綱	役員会決定	新法人で検討	—	—
18		外部資金等審査委員会運営要綱	役員会決定	新法人で検討	—	—
19		顕彰委員会運営要綱	役員会決定	新法人で検討	—	—
20	課題別委員会	課題別委員会設置要綱	役員会決定	成立時総会中	●	—
21	法定委員会	会員候補者選定委員会運営要綱	役員会決定	成立時総会中	—	●
22		選定助言委員会運営要綱	役員会決定	成立時総会中	—	●
23		運営助言委員会運営要綱	役員会決定	新法人で検討	—	—
24	地区会議	日本学術会議地区会議運営要綱	役員会決定	成立時総会中	●	—
25		地方学術会議開催要綱	役員会決定	成立時総会中	●	—
26	若手アカデミー	若手アカデミー運営要綱	役員会決定	成立時総会中	●	—
27	意思の表出等	意思の表出の手続に関する規程	役員会決定	成立時総会中	—	●
28		「緊急型」及び「早期型」の意思の表出並びに意見表明について	役員会決定	成立時総会中	●	—
29		日本学術会議会長談話及びメッセージについて	役員会決定	成立時総会中	●	—
30		外部へ公表する「記録」文書の取扱いに関する規程	役員会決定	成立時総会中	—	●
31	協力学術研究 団体	日本学術会議協力学術研究団体規程	役員会決定	成立時総会中	●	—
32	国際関係	日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規	役員会決定	成立時総会中	●	—
33	シンポジウム等	日本学術会議における主催等の取扱い等に関する規程	役員会決定	成立時総会中	●	—
34		サイエンスカフェの開催手続に関する規程	役員会決定	成立時総会中	●	—
35	表彰等	各賞候補者推薦対応要領	役員会決定	成立時総会中	●	—
36		外部委員候補者等推薦依頼対応要領	役員会決定	成立時総会中	●	—
37		日本オープンイノベーション大賞要領	役員会決定	成立時総会中	●	—
38		日本学術会議栄誉会員規程	役員会決定	新法人で検討	—	—
39	その他	「共同利用・共同研究拠点」の認定に係る要望への対応要領	役員会決定	成立時総会中	●	—
40		日本学術会議補助金交付要綱	内閣総理大臣決定		●	—

※作成予定の規程については、今後変更の可能性あり。